

左記

一、共働者側、動靜

(1) 争議團、編成ト組合造成状況前報ノ通り、從業員側ハ十二日  
惣罷業次行ト共ニ争議團本部タル惣同盟神奈川縣聯合會本  
部ニ引揚ケ即日惣同盟神奈川縣聯合會本部ニ指導ノ下ニ  
從業員全員ヲ神奈川合同共働組合専任支部ニ組織シ

支部長・福岡 要、副支部長 深水衛護  
幹事長 大貫正藏、幹事 十名

ヲ選出スルト共ニ争議團ノ編成ヲ次ノ如ク決定セリ

争議團長 福岡 要

交渉委員長 石内義秋

令 委員 山本末次 外七名

會計 相山武太郎

(2) 要求書ノ提出状況

十二月午後一時組合側代表諸君存存止ル、又ハ是ノ若手行ハ  
表石内義秋、福岡 要、大貫正三外三名ハ會社ヲ訪問別記ノ  
如キ香西ノ復職以下十八項目ノ要求書ヲ提出交渉セントモ  
ルカ會社側ハ飽ク迄共働組合ハ入ノ故ヲ以テ面會ヲ拒絶セ  
ルヲ代表者等ハ翌十三日午後一時再訪問スルニト、トシ  
退出セリ

(3) 争議團、結束状況

争議團員ハ前報ノ通り陸軍自動車隊出身者多數ナルヲ以テ  
制隊團ニシテ土井・大川・藤原等ノ指導ニ依リ運轉手ハ全  
部掃定セス會社側、切崩シ對抗策茲今後ノ対策協議ヲ凝シ  
ソ、アルカ女車掌、父兄ヨリ争議團本部ニ收容シタルニト  
ニ付抗議的交渉ヲナシタルヲ以テ十二月午後四時頃一旦會社  
率ノミハ争議團本部ヨリ解散スル所アリタルカ其ノ後何レ  
モ争議團本部ニ歸來シ男子同様結束ニ努メツ、アリ